

入札説明書

肝属郡医師会立病院再整備第一期造成工事（2工区）請負契約に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和6年6月6日

2. 工事発注者

公益社団法人肝属郡医師会 会長 福本 伸久（以下、「医師会」という。）

3. 工事概要

- (1) 工事名：肝属郡医師会立病院再整備第一期造成工事（2工区）
- (2) 工事場所：鹿児島県肝属郡錦江町城元字大田中 1127-1 他 17 筆
- (3) 全体工期：令和6年9月2日（月）から令和7年3月14日（金）まで
- (4) 工事内容：① 造成工事（排水工）
② 給水管引込工事
③ 排水管路工事
※ 敷地面積：15,780.36 m²
※ 詳細は、設計図書等で確認すること。

4. 入札参加形態

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

5. 共同企業体結成要件

- (1) 結成は自主結成とし、共同企業体は3者以内で構成されるものとする。
- (2) 共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、各構成員の出資比率は、15%以上とする。

6. 入札参加資格

(1) 共通

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事について一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により、指示又は営業の停止を受けていない者であること。
- ③ 本工事に係る設計業務等の受託者（大福コンサルタント株式会社）、又は当該受託者と資本、若しくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本、若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ・当該受託者発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - ・建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- ④ 手形交換所による取引停止処分、又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの決定を受けている者、若しくは更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続きの決定を受けている者、若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者であること。

(2) 単体企業又は共同企業体の代表者

① 公告日において、錦江町又は南大隅町内に本社、本店を置き、令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格（土木一式工事）格付け区分A級を有する者であること。

② 配置技術者に関する条件

次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、複数の現場（本工事を含めて2件まで）を兼務することができる。なお、特例監理技術者を配置する場合は、「7.特例監理技術者の配置」の条件を満たさなければならない。

- ・ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
- ・ 鹿児島県大隅地域振興局管内における公共工事（土木一式工事）において、技術者（監理技術者、主任技術者に限る。）として従事した実績を有すること。
- ・ 監理技術者は、建設業法第27条の18の規定による監理技術者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けている者。
- ・ 直接かつ恒常的な雇用関係にある者（入札参加資格審査申請書提出の日において、連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員

① 公告日において、錦江町又は南大隅町内に本社、本店を置き、令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格（土木一式工事）格付け区分A級又はB級を有する者であること。

7. 特例監理技術者の配置

特例監理技術者を配置する場合は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者（入札参加資格審査申請書提出の日において、連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は鹿児島県本土内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

8. 入札参加申込書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、下記の書類を受付期間内に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書【様式第1号】
- ② 名称等調書【様式第2号】
- ③ 特定建設工事共同企業体協定書【様式第3号】

※ 共同企業体による申請の場合に提出すること。

(2) 配布場所：書類等は、肝属郡医師会立病院ホームページからダウンロードすること。

なお、提出書類の配布期間は下記(5)と同一とする。

(3) 提出部数：2部（正本1部、副本1部）

(4) 提出方法：持参又は郵送

(5) 受付期間：令和6年6月6日（木）から令和6年6月13日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(6) 受付時間：午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

- (7) 受付場所：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川 135 番地 3
公益社団法人肝属郡医師会
肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局
TEL：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110
E-mail：n.hosp.prep@kimotsuki-cdh.jp

9. 設計図書等の配布方法

設計図書等の配布にあたっては、下記の書類を配布期間内に提出しなければならない。

- (1) 提出書類：設計図書借用書【様式第4号】
(書類等の配布場所は、上記8.(2)のとおり)
- (2) 提出方法：持参又は郵送
- (3) 提出先：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川 135 番地 3
公益社団法人肝属郡医師会
肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局
TEL：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110
E-mail：n.hosp.prep@kimotsuki-cdh.jp
- (4) 配布方法：記録媒体(CD-R等)を郵送
- (5) 配布期間：令和6年6月6日(木)から令和6年6月13日(木)午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (6) 記録媒体の返却は原則として入札後とするが、配布後、入札参加ができなくなった場合は、ただちに返却すること。なお、返却先は上記の設計図書借用書の提出先と同一とする。

10. 本工事に関する質問方法

本工事に関する質問は、下記の書類を受付期間内に提出しなければならない。

- (1) 提出書類：設計図書等に関する質問書【様式第5号】
(書類等の配布場所は、上記8.(2)のとおり)
- (2) 提出方法：電子メール
- (3) 受付期間：令和6年6月6日(木)から令和6年6月13日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (4) 受付時間：午前8時30分から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除く。)
- (5) 提出先：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川 135 番地 3
公益社団法人肝属郡医師会
肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局
TEL：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110
E-mail：n.hosp.prep@kimotsuki-cdh.jp

11. 本工事に関する回答方法等

質問に対する回答は、令和6年6月19日(水)までに入札参加申込者全者にメールにて回答する。

12. 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は工種、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

13. 入札の方法

本工事の入札は、下記の方法で実施する。なお、この公告にかかる入札は、施工者分割型入札方式(一抜け方式)により実施する。詳細は「14. 施工者分割型入札方式(一抜け方式)に関する事項」を参照のこと。

- (1) 入札方法：紙入札による。入札書等は持参すること。

- (2) 入札書等：入札書【様式第6号】
委任状【様式第7号】
(書類等の配布場所は、上記8.(2)のとおり)
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、代理人による入札の場合は、委任状を持参すること。
- (4) 入札執行回数は3回とする。
- (5) 入札・開札日時：令和6年6月27日(木) 午後3時
- (6) 入札・開札場所：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川135番地3
肝属郡医師会立病院 4階 第2会議室

14. 施工者分割型入札方式(一抜け方式)に関する事項

- (1) 対象工事
 - ① 肝属郡医師会立病院再整備第一期造成工事(1工区)【公告日：令和6年6月6日】
 - ② 肝属郡医師会立病院再整備第一期造成工事(2工区)【公告日：令和6年6月6日】
- (2) 落札候補者の決定順位は、対象工事①から②の順で決定する。
- (3) 対象工事①の落札候補者となった者が行った対象工事②の入札は、無効とする。
- (4) 対象工事①の落札候補者となった者が単体業者の場合、「落札候補者となった者を構成員とする共同企業体」が対象工事②で提出した入札書は、無効とする。
- (5) 対象工事①の落札候補者となった者が共同企業体の場合、「落札候補者となった共同企業体を構成する者のいずれかを構成員とする共同企業体」が対象工事②で提出した入札書は、無効とする。
- (6) 対象工事①で落札候補者となった者が共同企業体の場合、「落札候補者となった共同企業体を構成する者のいずれか」が単体企業として対象工事②で提出した入札書は、無効とする。
- (7) 対象工事①の落札候補者となり、対象工事②の入札を無効とされたものは、落札候補者決定を取り消された場合でも、対象工事②の入札は無効としたまま変更しない。
- (8) 施工者分割型入札方式(一抜け方式)により入札が成立しない場合には、その入札をそのまま通常の一般競争入札に切り替えて開札し、落札候補者を決定する。

15. 入札の無効に関する事項

- (1) 入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者による入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人による入札。
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札。
- (4) 2以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。)による入札。
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札。
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。

16. 入札及び開札の延期

やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことができないときは、入札及び開札を延期することがあり、この場合、入札参加希望者には別途通知する。

17. 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、通知する。
- (2) (1)において、最低の価格で入札したものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) 3回の入札を行っても落札候補者が決定しない場合は、最低価格入札者との見積合わせより随意契約とする。この場合において、見積回数は2回を限度とする。

18. 入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者の通知を受けた者は、下記の書類を提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書【様式第8号】

② 専任配置予定の技術者等調書【様式第9号】

※ 申請時点で配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者(3人を限度とする。)を届出する事ができる。この場合は全員について提出すること。

③ 建設業許可通知の写し

④ 経営事項審査結果通知書の写し

⑤ 各実績を証明できるコリンズ等の写し

(2) 配布方法：医師会より通知する。

(3) 提出部数：2部（正本1部、副本1部）

(4) 提出方法：持参又は郵送

(5) 提出期限：令和6年7月5日（金） 午後5時まで

(6) 提出先：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川135番地3

公益社団法人肝属郡医師会

肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局

TEL：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110

E-mail：n.hosp.prep@kimotsuki-cdh.jp

19. 落札者の決定方法

(1) 審査の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者とし、通知する。

(2) 審査の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めるときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きにより審査を行う。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その旨を通知する。

20. 契約保証金

受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付すること。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証で、以下を満足するもの。

① 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

② 保証債務の内容が工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

③ 保証金額が工事請負契約金額の10分の1以上であること。

④ 保証期間が全体工期を含むものであること。

⑤ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結で、以下を満足するもの。

① 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（保険契約を締結した旨）の記載があること。

② 保証金額（保険金額）が請負代金額の10分の1以上であること。

③ 保証期間（保険期間）が全体工期を含むものであること。

21. 契約書等の提出

落札者は落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書及び契約に必要な下記の書類を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

(1) 提出書類（全て任意様式）

① 工事請負契約書

② 工事内訳書

③ 工事工程表

- ④ 専任技術者届（資格証明書、経歴書含む）
- (2) 提出部数：2部（正本1部、副本1部）
- (3) 提出期限：落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内
- (4) 提出場所：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川135番地3
公益社団法人肝属郡医師会
肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局
TEL：0994-22-3111 FAX:0994-22-3110

22. 請負代金の支払い

本工事における請負代金の支払いの詳細は、次のとおりとする。

- (1) 前金払
保証事業会社と前払金に係る保証契約を締結した場合は、契約金額の40%以内を支払うことができる。
- (2) 中間前払金
なし
- (3) 部分払
なし
- (4) 完成払
工事竣工後（工事請負契約書に規定する完成検査に合格した場合）に、契約金額の残金を支払う。
- (5) その他の事項は、公益社団法人肝属郡医師会立病院会計規則による。

23. 工事に係る書類の提出

工事に係る一般的な提出書類は以下のとおりとする。なお、その他必要な書類、提出書類の内容、様式・作成方法、提出部数、提出時期等は、監督員の指示によること。

- (1) 工事施工前及び施工中（全て任意様式）
 - ① 工事着手届
 - ② 施工計画書・施工要領書
 - ③ 工事工程表（予定）
 - ④ 仮設計画書
 - ⑤ 工種別施工計画書
 - ⑥ 施工体制台帳・下請け業者一覧表・施工体系図
 - ⑦ 工事使用材料一覧表、見本
 - ⑧ 施工図、施工提案書や協議簿等（その都度）
 - ⑨ その他の書類（医師会が提出を求めたもの）
- (2) 竣工時（全て任意様式）
 - ① 竣工届
 - ② 工事工程表（実施）
 - ③ 工事写真（工種ごとに着手前、施工中、完成等）
 - ④ 工事使用材料出荷証明書
 - ⑤ 工事材料検査記録・納品書
 - ⑥ 工事打ち合わせ記録簿（工程会議録含む）
 - ⑦ 工事実施状況報告書
 - ⑧ 社内検査報告書
 - ⑨ 試験・検査成績表及び証明書
 - ⑩ 建設廃棄物報告書（資材ごとの集計表、マニフェスト等）
 - ⑪ 取扱説明書・保証書
 - ⑫ 完成図面製本 A1二つ折り2部 A3二つ折り2部（縮小版）CADデータ CD-R1部
 - ⑬ 安全管理記録（仮設のチェックリスト、安全教育、安全巡視記録等）
 - ⑭ その他の書類（医師会が提出を求めたもの）

24. その他の事項

- (1) 契約後の建設に関する一切の手続き、諸官庁への届け出及び連絡は、一切請負者において行い、その費用を負担すること。
- (2) 工事施工に必要な仮設用電力、上水等の引込手続き、道路その他、他人管理の土地の使用手続き等は、一切請負者で行い、その費用を負担すること。
- (3) 工事に伴う近隣への対策、苦情処理等については、一切請負者において処理、解決しその費用を負担すること。但し、日照障害・ビル風障害・テレビ電波障害については、費用も含め別途協議する。
- (4) 本工事の期間中、請負者は火災保険に加入する。受取人は発注者とし、証書は係員を経て発注者へ渡し置くものとする。
- (5) 工事中、付近の構築物・道路・地下埋設物に損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音・振動については公害防止条令その他規定に従って十分な養生及び防止対策をする。
- (6) 本工事に伴う工事車両については、第三者への危険を防止し、周辺の交通に支障をきたさないよう十分計画し、関係官庁の指示のもとガードマン等を適正に配置し、万全を期すこと。
- (7) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱」により、第三者に対する安全確保に十分留意すること。万一、第三者の生命・財産に障害が生じた場合及び第三者との間に紛議が発生しても請負者にて処理、解決し、賠償の責を負うものとする。
- (8) 現場周辺の公共物、特に側溝等については土砂、モルタルの残材等で埋没させないなど常時良好に管理すること。
- (9) 地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く工事関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資するための工事現場のイメージアップについて配慮すること。
- (10) 敷地内障害物は監督員と協議する。(原則として請負者の負担とする。)
- (11) 工事着手前に全体工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (12) 工期の延長は原則として認めない。
- (13) 工程会議は必要に応じて催し連絡調整を図ること。
- (14) 設計図に詳細が示されていない場合でも、納まり上当然必要と、判断することができる箇所の施工は請負者の負担で入念に施工すること。
- (15) 施工上の軽微な変更についての工事費は、請負者の負担とする。
- (16) 材料、製品、工場は、承諾を受け施工にあたること。また、仕上げ程度、色合、材質等については、見本品を必ず提出し、承諾を受け施工にあたること。
- (17) 本工事については、医師会の理事会による承認を得るまでは仮契約とする。なお、当該契約が医師会の理事会において否決されたときは当該契約を無効とし、医師会は一切の責任を負わないものとする。

以上